

## 市第3号議案

### 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市 消防団員等公務災害等補償条例の一部改正

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月5日提出

横浜市長 中田 宏

#### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市 消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

（横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年8月横浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

（横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正）

第2条 横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

株式会社日本政策金融公庫法の制定に伴い、関係規定の整備を図

るため、横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する必要があるので提案する。